栃木市農業委員会総会議事録 令和5年11月22日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年11月22日(水) 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

 1 若色 昭松
 2 高際 英明
 3 五十畑節子
 4 正田 秀雄

 5 長 明美
 6 小林真理子
 7 柴 賢一郎
 8 平本 勲

 9 渡邉 昭男
 1 〇狐塚 正直
 1 1 田中 健一
 1 2 山崎 幸行

 1 3大谷 朗
 1 4 泉田 裕美
 1 5 川嶋 房代
 1 6 川田 久子

 1 7 荒川 則夫
 1 8 石塚 一彦
 1 9 大塚 幸八
 2 0 佐山 耕基

21生澤 良一

農業委員会事務局職員

 事務局長
 石川 德和
 次 長
 高久 完治

 次長補佐兼農地調整係長
 石川 昌良
 副主幹兼農委総務係長
 小松原 雅人

 主
 査
 田沼 篤
 主
 任
 田中 翔汰

会議事件

議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 |農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 |農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 | 非農地証明願について 議案第5号 栃木農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について 議案第6号 栃木農業振興地域整備計画の変更について 栃木農業振興地域整備計画の変更(非農地証明見込地)について 議案第7号 議案第8号 |農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定) について 議案第9号 |農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について 議案第 10号 |農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利 用集積等促進計画案に対する意見について 報告第1号 農地法第5条の規定による許可の報告について 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告第2号 報告について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について

報告第4号 |農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について

報告第5号 | 使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年11月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名 委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、6番小林真理子委員、7番柴賢一郎 委員にお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務 局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

石川次長補佐

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が14件ありました。申請者、土地の 表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人が以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は、樋ノ口町にて畜産を営んでいるほか、米や飼料作物の栽

培を行っております。申請地では引き続きデントコーンを栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番から4番については、同一の譲受人であり、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、小山市、栃木市において主に米麦の栽培をしております。 住まいは小山市にありますが、大宮町に農機具等を保管する拠点があるため耕作には支障がないとのことです。申請地では、米麦を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、譲受人が以前から耕作している農地を、売買によ り取得する申請です。

譲受人は今泉町においてイチゴを栽培しています。許可後も引き続き、イチゴを栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、譲受人が以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は木野地町においてイチゴ、米の栽培を行っています。申請地においては引き続き、米を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、尻内町において米などを作付しております。申請地では 米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、譲受人が既に使用している農地を取得する申請です。

譲受人は、都賀町原宿を中心に、主に米の作付けをしています。申 請地は畑であり、サトイモ等の野菜を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、譲受人が以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は都賀町深沢を中心に米の作付けを行っています。申請地においても引き続き、米の作付けをする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番11番については、同一の譲受人であり、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、西方町金井にて酪農を営んでいるほか、米や飼料作物の 栽培を行っております。申請地では牧草を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町富田を中心に米を作付しております。申請地でも 米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番については、譲受人が以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は藤岡町部屋を中心に米の作付けを行っています。申請地においても引き続き、米の作付けをする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

14番については、経営の若返りのための親子間の贈与の申請です。

譲受人は岩舟町古江を中心に米を作付けしており、許可後も米を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上14件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果 をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長

今回の北部調査委員長の7番柴です。

(柴委員) 今回は私と11番田中委員、12番山﨑委員の3名と事務局2名

で、21日火曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が11件ありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、現 地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可す ることが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長 (小林委員)

今回の南部調査委員長の6番小林です。

今回は私と19番大塚委員、21番生澤委員の3名と事務局2名で20日月曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が3件ありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、現 地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可す ることが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長りありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

議 長| 発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定 いたしました。
- 議長次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査 議案書の6ページをご覧ください。 今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等について は記載のとおりです。

1番については、ごみ集積所の転用です。地図は1ページです。

申請地は、当該自治会内のごみ集積所として土地を提供し、既に利用されておりますが、申請者が所有地を精査したところ、当該地が農地であることが分かり申請に至りました。今回は土地利用にあたり、建築、造成行為等はありませんが、是正の申請となります。農地法の許可を得ずごみ集積所としてしまったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、土地改良施行区域内の第1種農地でありますが、集落に接続するため例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請については、他法令の許認可の見込み、事業の確実 性等も問題ないもと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果 をお願いします。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長 (小林委員)

今回南部は、ごみ集積所の申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号 1 番について、21 番生澤委員お願いします。

生澤委員

21番生澤です。

1番の案件につきましては、従来から共同のごみ集積所として提供 しており、継続して提供するということで正式に転用申請されたもの であり、特に問題ないと思われます。よろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) 議 長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定 いたしました。

議長次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書8ページをご覧ください。

今月は8件の申請がありました。申請者、土地の表示等については 記載のとおりです。

1番については、太陽光発電設備設置工事用進入路への一時転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。今年の5月に太陽 光パネル設置のため農地転用許可を取得しましたが、当初想定してい た工事用進入路の幅員が狭く、大型車両の進入が困難であったため、 隣接する農地の一部に鉄板を敷き、進入路として利用する計画です。

農地の区分は、農地の広がりが10ha未満の第2種農地であり、 一時転用であるため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、太陽光発電設備への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境保全への貢献や、災害時の安定的な電力供給を図るため、太陽光パネルを設置する計画に至りました。申請地は日陰になるような建築物等が無く、陽当たりが良好であるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha未満の第2種農地であり、 土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅敷地拡張の転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、家族6名で居住しており自家用車が5台ありますが、駐車スペースが手狭であるため、付近にある親族所有の宅地も借りて駐車しております。この度、不足している駐車スペースを確保するため、住宅敷地拡張の計画に至りました。なお、既に申請地の一部に建物が越境しているため、事業計画者の始末書が添付されております。

農地の区分は、農地の広がりが10ha以上の第1種農地でありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、太陽光発電設備への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。再生可能エネルギー事業を通じて二酸化炭素排出量の削減等に貢献するため、太陽光パネルを設置する計画に至りました。日陰になるような障害物が無く、付近に電柱もあるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、真名子出張所から500m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

田沼主査

5番については、一般住宅への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、市外の借家に家族3名で居住しておりますが、子供の将来を考え、住宅の建築を計画しました。申請地は幼稚園や小学校が近く、通りも穏やかであることから、建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha未満の第2種農地であり、 集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、太陽光発電設備への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、 災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。 申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことか ら、事業地として選定しました。

農地の区分は、埼玉県加須市にあります柳生駅から500m以内の 第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。 取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、一般住宅への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、市外の借家に妻と2名で居住しておりますが、将来の生活を見据え、先ずは夫婦の暮らす家を持ちたいと考えました。申請地は妻の実家の近くで土地を選定した結果、実家隣接地であり適地と判断しました。

農地の区分は、農地の広がりが10ha以上の第1種農地でありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、大型車待機場及び資材置場への転用です。地図は 9ページです。

事業計画者は、合成樹脂などの加工、成型などを主な業とする法人です。現在隣接事業所内に大型車が毎日20台以上納品出荷のため出入りしておりますが、車両及びその荷下ろし作業場が不足し、事故防止、従業員の安全性、作業の効率性のためスペースを確保する必要がことから、今回申請に至りました。

既存工場の近接を検討した結果、今回の申請地を選定しました。 農地の区分は、農地の広がりが10ha未満の第2種農地であり、 土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は浸透槽により処理します。スクリーンを ご覧ください。

(写真説明)

以上8件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の 妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よ ろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長(柴委員)

今回北部は、太陽光発電設備が2件、太陽光発電設備設置工事用進入路が1件、一般住宅敷地拡張が1件、合計4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長 (小林委員)

今回南部は、一般住宅の申請が2件、太陽光発電設備が1件、大型 車待機場及び資材置場が1件、合計4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いましたが、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。 番号1番について、4番正田委員お願いします。

正田委員

4番正田です。

1番については、以前の申請の時私も現地確認したところ、道幅が 狭く、工事車両の進入が困難ではないかと思っていたところの一時転 用の案件です。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

番号2番について、16番川田委員お願いします。

川田委員

16番川田です。

2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 何の問題もないかと思われますので、ご審議の程よろしくお願いしま す。

議長

番号3番について、1番若色より報告いたします。

事務局および調査委員長の説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議 長 番号4番について、10番狐塚委員お願いします。

狐塚委員 10番狐塚です。

4番の案件ですが、周りが太陽光発電に転用されている場所です。 事務局および調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。ご審 議よろしくお願いします。

議 長 番号5番について、17番荒川委員お願いします。

荒川委員 17番荒川です。

5番の案件については、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議 長 番号6番について、2番高際職務代理者お願いします。

高際職代 2番高際です。

6番については、私も現地調査をさせていただきましたが、特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長 番号7番、8番について、20番佐山委員お願いします。

佐山委員 20番佐山です。

7番については、一般住宅への転用です。8番については資材置場、 大型車待機場への転用です。事務局および調査委員長の説明のとお り、特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

議長|発言がないようですので、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定 いたしました。

議 長 次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務

局より議案の説明をお願いします。

田沼主香

議案書の11ページをご覧ください。

今回は、2件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。

1番及び2番については、願出人が同一であるため一括してご説明 いたします。地図は10ページです。

申請地はそれぞれ1筆で、航空写真等により、平成6年以前から1番は宅地として利用されてきたこと、2番は山林化していることが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上2件の申請について、非農地証明をすることはやむを得ないものと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果 をお願いします。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長 (小林委員)

今回南部は、2件の申請がありました。

1件は20年以上、宅地として利用されてきたことを理由とし、1件は山林化していることを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いましたが、農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。 番号1番、2番について、2番高際職務代理者お願いします。

高際職代

2番高際です。

1番については、宅地として利用しているところです。2番については、すでに山林化しております。事務局及び調査委員長の説明のとおり、何の問題もありません。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし) 議 長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「栃木市農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について(用途区分変更)」を議題とします。事務局より議題の説明、をお願いします。

田中主任 | 議案書の13ページをご覧ください。

今回は、2件の申請がありました。 申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、農業用倉庫のための申出です。地図は11ページです。

事業計画者は、今泉町において米、麦の作付を行う農業者です。現在の自宅敷地内にある農業用倉庫が手狭であることから、新たな農業用倉庫の建築を計画しました。自宅周辺は住宅街であり、農耕車の通行による道路の汚れや騒音の苦情が寄せられるようになったため、周辺に迷惑が掛からないよう住宅密集地ではない自身の農地を事業計画地としました。

用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、堆肥舎及び籾殻置場のための申出です。地図は1 2ページです。

事業計画者は、西方町において酪農業を営む農業者です。現在の堆肥舎では堆肥を処理しきれず、屋外作業により生産性や品質の低下を招いていることから、早急な堆肥舎の設置が必要となりました。作業の効率性を考え、牛舎の隣接地であり自己所有地である申出地を事業計画地としました。

用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果 をお願いします。

除外調查委員長

3番の五十畑です。

(五十畑職代)

今回は、私と若色会長、高際職代の3名と事務局2名で、17日金曜日、書類審査及び現地調査を行いました。それでは、調査の結果を報告いたします。

今回は、2件の申出がありました。農業用倉庫が1件、堆肥舎及び 籾殻置場が1件です。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(異議なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、本委員会は「意見なし」として回答すること にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第5号は「意見なし」として回答することに 決定いたしました。

議長

次に、議案第6号「栃木市農業振興地域整備計画の変更について (除外)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任

議案書の15ページをご覧ください。

今回は、3件の申請がありました。 申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、駐車場のための申出です。地図は13ページです。 事業計画者の機構再編により、現栃木地区営農経済センターは都賀 地区及び壬生地区と統合し、北部営農経済センターとなります。また、 施設の集約に伴い、現在駐車場として利用しているスペースにトマトの集荷センターを増築します。これにより、増員となる職員やスタッフの駐車場を新たに整備する必要が生じたため、申請に至りました。防犯上の理由から、既存敷地の隣接地であることが条件であり、申出地を事業計画地としました。

農振除外後の農地区分は、土地改良施行地域の第1種農地でありますが、既存敷地の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、一般住宅のための申出です。地図は14ページです。

事業計画者は、市内のアパートに夫婦2人で居住しておりますが、 将来両親の面倒を見ることや、実家の農業の手伝い等を考え、実家の 隣接地に自己用住宅の建築を計画しました。父が所有する土地の中で 検討した結果、今回の申出地が適地と判断しました。

農振除外後の農地区分は、土地改良施行区域内の第1種農地でありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、農家住宅敷地拡張のための申出です。地図は15 ページです。

事業計画者は、都賀町において米、麦の作付を行う農業者です。この度、自宅敷地内に農業用倉庫を建築するため土地の調査を行ったところ、母屋の一部が農地に越境していることが判明したことから、自宅敷地の是正を行うため、申請に至りました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がりが10ha以上の第1種農地でありますが、既存敷地の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。いずれも、除外後は農地転用の申請がな されると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調查委員長

今回は、3件の申出がありました。

(五十畑職代)

駐車場が1件、一般住宅が1件、農家住宅敷地拡張が1件です。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

狐塚委員 10番狐塚です。

1番の案件ですが、以前に非農地判断しようとした場所で間違いありませんか。

議 長 間違いありません。

狐塚委員 すでに山林化しており、利活用できればよろしいかと思います。

議長し他にございますか。

(発言なし)

議 長| 発言がないようですので、採決いたします。

議案第6号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第6号は「意見なし」として回答することに 決定いたしました。

議 長 次に、議案第7号「栃木市農業振興地域整備計画の変更について(非 農地証明見込地)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願い します。

田中主任 | 議案書の17ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。 申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、地図は16ページです。

この度、地目整理をしていたところ、申出地を宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。農振除外後は非農地証明の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調查委員長 (五十畑職代)

今回は、1件の申出がありました。

20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いましたが、農地への復元が容易でないと 認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆 様の慎重なご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

議長発言がないようですので、採決いたします。

議案第7号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、議案第7号は「意見なし」として回答することに 決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積 計画の策定(利用権の設定)について」を議題とします。新規、再設 定併せて147件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略しま す。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。 議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございま せんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定

いたしました。

議 長 次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積 計画の策定(所有権の移転)について」を議題とします。県農業振興 公社の関する3件8筆、約186aであります。事務局の説明は省略 します。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。 議案第9号について、原案のとおり承認することにご異議ございま せんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定 いたしました。

議 長 次に、議案第 10 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律により 市が作成する農地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議 題とします。事務局の説明は省略します。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

荒川委員 17番荒川です。 本議案に対する意見とは何ですか。

小松原副主幹

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が、今年の4月1日から施行されたことに伴い「配分計画」と言われていたものが農地中間管理事業の推進に関する法律による「農用地利用集積等促進計画」という名前に変更になりました。

1番、2番は従前の配分計画により10年の賃貸借で結んだ契約の借人が、満了前にやむを得ない事情があり変更となることに対し、新たな借人で問題はないかについて、3番、4番は、5年毎の見直しに関することについて意見を求められているものです。

参考までに令和7年4月からは、本日の議案第8号、9号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権、所有権)も農地中間管理事業の推進に関する法律による「農用地利用集積等促進計画」に一本化になります。

議 長 他にございますか。 (発言なし)

議長発言がないようですので、採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第10号は、原案のとおり承認することに決 定いたしました。

議 長 次に日程第4報告事項に入ります。

報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

議長発言がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年11月栃木 市農業委員会総会を閉会いたします。

「閉会午後4時」

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日 農業委員会長 (若 色)

署名委員 (小 林)

署名委員 (柴)